

# 〇匝瑛市ほか二町環境衛生組合分掌規則

昭和46年7月9日

規則第2号

改正 平成11年4月1日規則第1号 平成18年1月23日規則第1号  
平成20年3月31日規則第2号 平成22年3月19日規則第1号  
令和3年2月15日規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、匝瑛市ほか二町環境衛生組合組織条例(昭和46年条例第5号。以下「条例」という。)の規定に基づき、管理者の権限に属する業務を分掌させるための組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者の職務代理)

**第2条** 管理者及び副管理者がともに事故があるとき又は、ともに欠けたときは、事務局長の職にあるものがその職務を代理する。

(分掌業務)

**第3条** 匝瑛市ほか二町環境衛生組合における分掌業務は、次のとおりとする。

- (1) 匝瑛市ほか二町環境衛生組合の庶務に関すること。
- (2) 議案の調整及び議会との連絡に関すること。
- (3) 人事、給与に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 火葬場、一般廃棄物最終処分場及び関係施設の維持管理に関すること。
- (6) 苦情、要望等に関すること。
- (7) 火葬、一般廃棄物最終処分場に関すること。
- (8) 匝瑛市ほか二町環境衛生組合職員の勤務割に関すること。

(職制)

**第4条** 事務局に事務局長を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要に応じて事務局次長、主査、主査補、副主査、主任主事、主事及び主事補を置くことができる。

(職務)

**第5条** 事務局長は、上司の命を受け、所管事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、職員の担当事務を監督する。

3 主査、主査補、副主査、主任主事、主事及び主事補は、上司の命を受け、専門的事項を処理する。

## 附 則

この規則は、昭和46年8月1日から施行する。

**附 則**(平成11年4月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成18年1月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成20年3月31日規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**(平成22年3月19日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**(令和3年2月15日規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。